

神奈川県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

- 神奈川県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。
- アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。
- 相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。
- 拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供できない場合があることをあらかじめご留意ください。

対応日時	月～金（祝日及び12月29日～1月3日を除く） 9:00～17:00
相談方法	来所、電話、オンライン（通信料は相談者の負担となります）
要予約	相談には、事前の予約が必要です。
相談料	無料
住 所	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階
連絡先	電話：045-633-5071 FAX：045-633-5194 E-mail：yorozu@kipc.or.jp
ホームページ	https://www.kanagawa-yorozu.go.jp



【企業情報、個人情報及び相談内容等の取扱いについて】

神奈川県よろず支援拠点は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① お伺いした内容(個人情報を含む)については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、神奈川県よろず支援拠点及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ② 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

- アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証もするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、神奈川県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りいたします。
 - ①脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 ②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為 ③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為 ④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為 ⑤物品・サービス等の営業行為 ⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、相談業務に支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、神奈川県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

住居確保給付金の受給にあたり、経営相談を検討されている方へ

- ・ 令和5年4月より、自営業者で都道府県等が認める場合については、3か月間（延長が認められた場合は最長6か月間）に限り、経営改善のための活動を行うことをもって、当該求職活動要件に代えることが可能となりました。
- ・ 経営相談では、あなたの事業を継続させ、現状より利益を得られるようにするため、経営不振の原因や課題、事業立て直しのための経営戦略を一緒に考えます。
- ・ いわゆるフリーランスで実質的に労働者と同じような業態の方など、自ら経営方法を工夫し、改善する余地がほとんどない場合、経営相談が困難と判断する可能性があります。また、相談内容が、実質的に生活相談であったり、事業再生への意欲が認められない場合なども、経営相談による対応は困難と判断する可能性があります。

経営相談を受けるに当たって、次のすべてに同意します。

- 私は中小企業・小規模事業者（自営業の場合は開業届を提出済み）等で、経営改善の意欲があり、住居確保給付金の受給期間中、原則月1回以上※経営相談を受け、真摯に自立に向けた活動を行います。
※頻度は、相談者の状況等により異なります。
- 経営相談に必要な書類（会計帳簿類など）の準備・提示について、経営相談先の求めに真摯に対応します。
- 住居確保給付金の受給に必要な書類（「鎌住 Y15K自立に向けた活動計画」及び「鎌住 Y21K自立に向けた活動状況報告書」）は、自ら作成します（※）。
※経営相談先では、指導・助言は行いますが、提出書類の作成の代行は行いません。
- 経営相談先の留意事項をよく読み、サービスの内容を理解しました。
- 経営相談先が、事業再生の相談支援を適切に実施するために必要な範囲で、自立相談支援機関と個人情報とを共有することについて同意します。

年 月 日 氏名 _____

必要に応じて、経営相談先と事前相談を行ってください。

経営相談先の定める方法で予約を取り、経営相談を行ってください。
なお、経営相談先の予約状況によっては、相談者の希望どおりに対応できない場合があります。

住居確保給付金の受給中は毎月、自立相談支援機関に「鎌住 Y21K自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。